

つくり レポート No. 476



日本共産党 中央区議会議員

おぐり智恵子

議員活動報告

発行・日本共産党中央区議会議員団 Tel 3546-5563

HPアドレス <http://www.jcpchuo-kugidan.jp/>

築地市場跡地再開発

都民参加で再検討を

6月20日～7月2日まで区議会第二回定例会が開かれ、6月21日に、私おぐり智恵子が日本共産党区議団を代表して一般質問を行いました。

築地跡地再開発は白紙撤回を

築地市場跡地開発について、小池都知事は、民間に丸投げし、都民の共有財産である都有地を、1㎡当たり月4500円という破格の賃料で70年間貸し出し、企業が利益を上げられる計画として総延床117万㎡となる巨大開発を進めようとしています。

この築地再開発の検討は非公開で進められ、三井不動産やトヨタなど大企業の利益のために都有地



本会議で質問するおぐり智恵子議員



日本共産党中央区議団
HPに全文掲載中



「ONE PARK x ONE TOWN」の提案内容より「全体鳥観図（イメージパース）」（東京都都市整備局HPより）

が差し出されようとしています。「築地は守る」としていた小池知事の公約は影も形もありません。私（おぐり）は、この計画を白紙撤回し、都民参加で再検討することを求めました。

山本区長は、「現在公表されている事業計画は、募集要項に基づき築地市場跡地の敷地内における計画案になっており、4月26日に区と議会が、事業予定者あてに提出した要望書の内容を実現していくためには、周辺地域の実情や区

【質問項目】

1. 地方自治法改定について
2. 都区制度と区長の政治姿勢について
3. 築地市場跡地再開発について
4. 住宅問題について
5. 入船湯の存続について
6. マイナンバーカードと保険証利用について
7. 子ども子育て支援法改定について

の施設への影響も踏まえた計画としていく必要がある」として、引き続き、都と連携を図って開発を進めていく姿勢です。

都から三井不動産に天下り

築地開発の代表企業である三井不動産と三井不動産レジデンシャルの2社に都局長ら幹部14人が天下りし、そのうち8人が再開発事業を所管する都市整備局の元幹部だということです（しんぶん赤旗6/16付 2000年以降の調査）。企業と癒着し、「財界ファースト」で都有地を差し出す再開発計画は許せません。

晴海フラッグの転売禁止を



今年1月から入居が開始され、5月26日にはまちびらきがおこなわれた晴海フラッグ(写真)があるエリアでは

購入者の4分の1が法人で、中には38戸購入した法人もあり、転売や賃貸に出すことが目的と見られるとNHK番組が報じました。

東京都は、選手村のマンションを建設する民間企業には近隣地価の10分の1で都有地を払い下げた一方、地元中央区には学校用地として2分の1、民間企業向けの5倍で払い下げ。ここでも、晴海フラッグの事業者、三井不動産レジデンシャルを代表とする特定事業者に大サービスです。

私は、東京都、事業者に対し転売禁止の規定を設けるよう申し入れること、都が賃貸棟を借り上げて都営住宅として提供するよう求めましたが、区長は「都と事業者との協議により進められていることから、転売禁止を申し入れる考えはありません」との答弁でした。

一区議定例会に請願2件提出される

区議会第2回定例会に2件の請願が提出されました。2件とも紹介議員になったのは私たち共産党区議団の2名(おぐり・奥村)だけでした。

■入船湯存続を求める請願
区民文教委員会(7月25日予定)に付託

■「浴恩園」の再生と、築地市場跡地再開発の見直しを求める請願
築地等都市基盤対策特別委員会(9月予定)に付託

「趣旨」・都築地市場跡地に眠る「浴恩園」の遺構の本調査を実施すること。「浴恩園」の保存・再生を検討する審議し、その経過は広く公表することなど



上図:「浴恩園」の池の位置図

6月の補正予算で、能登半島地震を教訓として、防災備蓄品の充実などが決まりました

★家庭内備蓄促進(防災用品カタログギフト)事業

各家庭の取組を後押しするための防災用品カタログギフト(1人当たり5千円相当)の配布を行い、家庭内備蓄の促進を図ります

★エレベーター防災キャビネットの無償配布

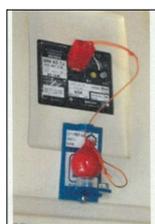
飲料水や携帯トイレ等の非常用品を格納するエレベーター防災キャビネットを希望する区内マンションに無償で配布します



▲申込み方法などは、追って中央区HPなどでお知らせがあります

★感震ブレーカー無償配布 受付開始

震災時に、停電から電気が復旧した際に起きる火災(通電火災)やそれに伴う延焼火災を防止する「感震ブレーカー」(左写真)の無料配布の申込み受付が始まっています



詳しくは⇒中央区HP

<https://www.city.chuo.lg.jp/a0010/kanshin.html>

☎専用コールセンター(0120-929-675)

区分	対象
木造住宅	木造住宅に居住する世帯
高齢者	①65歳以上で要介護2以上の寝たきりの方が属する世帯 ②65歳以上のひとり暮らし世帯 ③65歳以上の方を含む60歳以上の方だけで構成される世帯 ④65歳以上の方のご家族が就労、就学などで日中等に不在となり、「2」又は「3」と同様の状態となる世帯
障害者	①身体障害者手帳を所持する視覚障害者が属する世帯 ②身体障害者手帳4級以上を所持する肢体不自由者が属する世帯 ③愛の手帳3度以上を所持する知的障害者が属する世帯 ④精神障害者保健福祉手帳2級以上を所持する方が属する世帯